

八女市賃借料情報

令和7年1月から12月までに締結(告示)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。これは、従来の標準小作料に代わるもので、あくまで、賃貸借契約の参考(目安)としての情報であり、機構法での契約は、貸し手と借り手双方での協議となります。

八女市農業委員会

1, 田(水稲)の部

(10aあたり)

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考 (特殊取引を含む全データの平均額(円))
八女地区	10,500	21,700	4,900	366	13,800
黒木地区	21,200	32,300	9,500	101	21,500
立花地区	20,200	28,500	7,900	50	20,100
上陽・矢部・星野地区	14,700	25,500	6,400	41	15,100

2, 畑(普通畑)の部

(10aあたり)

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考 (特殊取引を含む全データの平均額(円))
市内全域	14,600	25,600	5,000	298	15,100

※データ数に、使用貸借は含まれません。

※極端に突出しているデータや極少のデータは省いて算出しています。

※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、米60kg当たり25,500円に換算しています。